

仕様書

1 件名

福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム

2 規格及び数量

(1) 規格

以下のライセンスに相当する又は同等以上の機能を有する教育機関向け総合契約（EES）
Microsoft 365 Education A3

(2) 数量

本教育委員会に所属する全ての教職員、児童生徒を対象とする。

教育対象ユーザー 7, 118ライセンス

児童生徒 60, 000ライセンス

3 使用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 現在有効な契約からライセンスの空白期間なく、継続利用が可能な状態となるよう手続きを完了すること。

4 納入場所

福島県教育庁教育総務課

5 留意事項

- (1) ライセンスは非永続ライセンスであること。
- (2) 契約期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、無償でそのバージョンへのアップグレードができること。
- (3) 本契約で提供されるライセンスの過去のバージョンに相当する製品を使う権利を有し、過去のバージョンを使用する場合、無償であること。
- (4) 福島県教育委員会がすでに導入しているマイクロソフト社製 Windows 及び Office の非永続ライセンスを本契約の期間中継続し使用できるライセンスであること。
- (5) 福島県教育委員会が管理する全てのパソコンが利用対象に含まれること。
- (6) 全てのバージョンのマイクロソフト社製 Windows Server OS 等の製品へのアクセスが可能なクライアントライセンスが含まれること。
- (7) ライセンス特典「Student Use Benefit」により、教職員向けライセンスを保有する製品について児童生徒が無償で利用できること。
- (8) 現在契約中の登録内容（テナント）が引き続き利用できること
- (9) 契約書第4条に定める技術的支援として、Microsoft Office Professional Plus については、契約時点の最新版のインストール用データを作成し、(10)の手順書とともに令和7年4月1日までに福島県教育庁教育総務課に納入すること。また、新しいバージョンの利用が可能になり福島県教育庁教育総務課より依頼をした場合は、インストール用データを作成し、福島県教育庁教育総務課に無償で速やかに納入すること。OS のバージョン毎にインストール手順書を作成し、電子データを提供すること。
- (10) 教育対象ユーザー数については、毎年度末に見直しを行い、契約数から増加がある場合は変更契約の対象とする。
- (11) ライセンス契約に当たって必要なユーザー登録がある場合は代行すること。ただし、代行できない作業が発生する場合は本県と協議の上、対応を決定すること。

6 その他

- (1) マイクロソフト社より下記の認定を受けていること。
 - ・Licensing Solution Partner (LSP)
 - ・FastTrack Ready Partner
 - ・Microsoft Specialization
- (2) Microsoft 製品・ライセンスプログラムの詳細については、日本マイクロソフト株式会社パブリックセクター統括本部文教本部営業部の福島県担当に問い合わせ・確認を行うこと。

- (3) 年2回以上の定例会を実施し利用状況のレポートを提出すること。
- (4) Microsoft365 の利活用や技術情報の問合せが無償で行える専用窓口を用意すること。
- (5) Microsoft365 の説明や操作指導を要望した際には無償でワークショップを実施すること。
開催内容については都度協議した上で決定することとする。開催回数には上限を設けないこととする。